

平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成29年7月25日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時05分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 川崎市総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

健康給食推進室担当課長 田中 道人

健康給食推進室担当課長 古俣 和明

庶務課課長補佐 武田 充功

指導課長 森 有作

指導課担当課長 佐藤 俊司

宮前区・教育担当担当課長 森島 烈

多摩区・教育担当担当課長 小松 英光

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】 委員 小原 良

委員 中村 香

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、14時00分から15時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【渡邊教育長】

次に傍聴でございますが、本日は、傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

次に、非公開の案件についてでございます。本日の日程は、配布のとおりでございますが、

報告事項No.4、報告事項No.5は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利・利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしでございますので、そのように決定いたします。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございますが、本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、小原委員と中村委員にお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【渡邊教育長】

それでは、まず、報告事項 I のところでございますが、こちらに入ります。

「報告事項No. 1 叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

それでは、「報告事項No. 1 叙勲について」、御報告を申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が2名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

岩崎先生におかれましては、昭和22年11月に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立平小学校長として退職されるまでの41年間、本市の教育の充実に御尽力いただきました。川崎市立小学校学校劇研究会長の要職を務められ、児童劇の脚本を数多く手掛けるなど、学校劇の水準を著しく向上させ、本市の学芸大会の発展に大きく寄与されました。学校長として教職員の資質向上、教育の活性化を推進し、児童が学ぶ喜びを味わうことができる学校づくりに貢献されました。

森田先生におかれましては、昭和22年4月に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立梶ヶ谷小学校長として退職されるまでの42年間、本市の教育の充実に御尽力いただきました。校長時代は、音楽科の委嘱研究を通して、教員の児童に対する指導力を向上させ、子どもの歌声あふれる学校経営を推進されました。

また、川崎市立小学校道徳教育研究会長として、川崎市の道徳の水準を著しく向上させるなど、素晴らしい実績を残され、本市の小学校教育の振興に大きく寄与されました。

いずれの先生も、その長年の教育功勞に対して叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No. 1につきましては、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は、承認といたします。

報告事項 No. 2 平成29年第2回市議会定例会について

【渡邊教育長】

次に「報告事項No.2 平成29年第2回市議会定例会について」でございます。説明を総務部長にお願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは、「報告事項No.2 平成29年第2回市議会定例会について」、御報告させていただきます。今回の市議会は、6月5日から28日まで開催されました。

それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。資料「(1)平成29年第2回市議会定例会の答弁について」でございます。

まず、「①代表質問」でございますが、今回は、6月14日・15日の2日間で行われ、全会派から25項目の質問がございました。

主な内容といたしましては、部活動の適正な運営に関するもの、教育委員会会議の音声データ消去に関するもの、教職員の働き方に関するもの、いじめ対策や人権尊重教育に関するもの、就学援助に関するものなどがございました。

2ページにまいりまして、「②一般質問」でございますが、今回は6月23日及び26日から28日の4日間で行われ、質問議員51名のうち、25名の議員から36項目の質問がございました。

主な内容といたしましては、通学路の安全対策に関するもの、食育の推進に関するもの、学校の施設整備に関するもの、富士見周辺地区の整備に関するもの、文化財の保存・活用に関するものなどがございました。

3ページから25ページにかけては、代表質問の質問と答弁、26ページから61ページにかけては一般質問の質問及び答弁をまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、御不明な点等ございましたら、事務局から御説明を差し上げますので、後ほど、また、御連絡をいただければと存じます。

以上で、平成29年第2回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。大変内容が多くございますので、また、後ほど、おわかりにくいことがありましたら、事務局のほうにお尋ねいただければというふうに思いますが。

特に御質問はよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.2につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は、承認といたします。

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 市議会請願・陳情審査状況について」でございます。

引き続き説明を総務部長にお願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは、「報告事項No.3 市議会請願・陳情審査状況について」、御報告申し上げます。

今回は、前回御報告をいたしました、平成29年4月25日開催の教育委員会定例会以降に提出・審査されました、請願、陳情につきまして御報告を申し上げます。

お手元の資料、平成29年度市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況の4ページごらんいただきたいと存じます。

請願第33号、「教育格差をなくし、『ゆきとどいた教育』を求める請願」及び請願第36号、「義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」でございますが、去る7月20日に文教委員会において一括して審査が行われました。

請願第33号の趣旨は、「国の責任で35人以下学級を中学校3年生まで早期に実施するよう国に要望すること。」などを求めるものでございます。

請願第36号の趣旨は、「ゆきとどいた教育を実現するために、学級編制基準の見直しや教職員の定数改善等、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。」などを求めるものでございます。

文教委員会におきましては、本請願に対する本市の考え方として、「教育委員会としては、『義務標準法』の一部改正法に規定された国の学級編制の標準の引き下げとそれに伴う財源確保に対する努力義務について、その誠実な履行を大いに期待するところである。」こと、『『かわさき教育プラン』に掲げる『確かな学力の育成』等を図るためにも、新たな教職員定数改善計画の早期策定と確実な実施を求めてまいりたいと考えている」こと、「今後も、公費・私費の負担区分の適正化により保護者負担の低減を図るとともに、経済的理由により就学が困難な家庭の負担軽減に努

めてまいりたいと考えている」ことなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「少人数学級にすることによる効果の検証」等について質問をいただきまして、「少人数学級にすることによって、よりきめ細やかな指導が可能となり、いじめの早期発見につながる事等が考えられるが、体系的に検証し効果の根拠を得るところまでは至っていない」こと、「少人数学級だけが全ての問題の解決策ではなく、習熟度別の少人数指導やチームティーチング等、それぞれの学校の実情に応じて選択していただくのがベストミックスであると考えている」ことなどを答弁いたしました。

また、「県費負担の教職員が政令市に移管されたことを機に、市独自で少人数学級を進めること」などについて質問をいただきまして、「学校には少人数学級だけでなく、学力向上や特別支援教育等さまざまな課題があり、どこから優先的に人をつけていくか総合的に判断しなければいけない」こと、「これまでも児童支援コーディネーターの専任化等様々な方策を行ってきた」こと、「少人数学級を進めるためには、人件費だけでなく、教室を増やすための施設整備費も含めた財源が必要であること」などを答弁いたしました。

取り扱いにつきましては、請願第33号については、「国への意見書提出が願意として明記されていないこと」、「請願事項2の『当面、市独自で、小学校3年生と中学校1年生を35人以下学級にすること』が実現困難であること」などの意見があり、意見書提出は、行わないこととし、継続審査となりました。

請願第36号については、国へ意見書を提出することとし、意見書の文案及び取り扱いについては、改めて、今後の文教委員会で協議することとなり、継続審査となりました。

続きまして、請願第31号、「教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願」、2ページにお戻りいただきまして、陳情第59号、「川崎市立学校教職員の勤務時間等の適正な管理等を求める陳情」でございますが、去る7月20日に文教委員会において一括して審査が行われました。

請願第31号の趣旨は、「市教委は、教職員の勤務時間の実態と調査勤務時間の適正な管理を実施すること」などを求めるものでございます。

陳情第59号の趣旨は、「教職員の勤務実態の調査を直ちに実施することを進言・提言し、勤務実態を議会に明らかにすること」などを求めるものでございます。

文教委員会におきましては、本請願、陳情に対する本市の考え方として、「今年度中に教職員の勤務実態調査を行うため、現在、準備を進めており、この結果を分析することにより、効果的な教職員の負担軽減につなげる施策を行っていききたいと考えている」こと、「現在、本市において、働き方・仕事の進め方改革の取組を推進しており、ICカードを利用した職員情報システム上の出勤時間の登録管理について、平成29年度中の運用開始を検討している」こと、「教員の人事・サービス・給与関係事務は、市費移管により本年4月から同じ職員情報システムを用いて運用を行っているが、教員の勤務形態が一般職員と異なる部分もあるので、同一のシステムの中での対応について、関係局と協議・調整を行っているところである」こと、「教育委員会としては、労働安全衛生法の規定に基づいた安全衛生管理体制の構築を行っており、今後も学校現場における安全衛生の推進に努めてまいりたいと考えている」こと、「学級編制基準の権限移譲に当たって、文部科学省から『制度改正の前後で学校現場に大きな混乱が生じないように留意する必要がある』との見解が示されていたことから、従来の県基準を踏襲して対応したこと」などを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「国による勤務実態調査の結果と本市が勤務時間管理簿によって把握している勤務時間の乖離」について質問をいただきまして、「今年度行う勤務実態調査の中で、勤務時間の長さや勤務の中身を見定め、ＩＣカードによる出退勤時間の管理について検討するとともに、教員の仕事内容、負担感について分析をしていきたい」ことなどを答弁いたしました。

また、「各学校における安全衛生委員会の開催状況」について御質問をいただき、「昨年度は、開催が義務づけられている２８校のうち２４校が未実施であった」こと、「今年度は、開催状況について調査を行い、未実施の学校には指導していく」ことなどを答弁いたしました。

取り扱いにつきましては、「勤務実態調査の結果等について、注視していきたい」ことなどの意見があり、継続審査となりました。

４ページにまいりまして、請願第３４号、「医療的ケアの必要な子どもが、親の付き添いなく、地域の小・中学校へ通えるように、常勤看護師の配置を願う請願」でございますが、６月１５日に付託され、今後、文教委員会にて審査が行われる予定となっております。

５ページにまいりまして、陳情第８９号、「教科書採択音声データ破棄問題に関連して、教育委員会における道徳教育を徹底することを求める陳情」でございますが、「音声データの消去について、第三者機関を入れた検証作業と再発防止策の一つとして教育委員会における道徳教育を徹底する」ことなどを求めるものでございました。７月５日に提出され、今後、文教委員会に付託される予定となっております。

説明は、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

特に御質問はよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は、承認といたします。

7 議事事項

議案第２６号 川崎市学校給食センター条例施行規則の制定について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項に入ります。「議案第２６号 川崎市学校給食センター条例施行規則の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長、健康給食推進室担当課長をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第26号 川崎市学校給食センター条例施行規則の制定について」、御説明を申し上げます。

初めに、学校給食センターの概要等につきまして、健康給食推進室担当課長から御説明申し上げます。

【田中健康給食推進室担当課長】

それでは、学校給食センターの施設概要等に御説明させていただきます。お手元の議案第26号から第36号資料をごらんいただきたいと思います。

1枚目につきましては、今年度、開設いたします、市内3カ所の学校給食センターの事業概要でございます。3センターとも、PFI事業により、民間事業者が特別な特別目的会社を設立し、設計、建設、維持管理、運営を行ってまいります。契約期間は、平成44年3月末までとなっております。

南部学校給食センターにつきましては、5月末に施設引き渡しを受けまして、現在、本市職員及びPFI事業者による開業準備を進めております。中部・北部につきましては、現在、工事中でございますが、順調に進捗しておりまして、8月末には、施設引き渡しを受ける予定となっております。

詳細につきましては、後ほど、ごらんください。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございますが、学校給食センター開設に伴う教育委員会事務局の組織図（案）でございます。資料左側でございますが、学校給食センターの開設後の教育委員会事務局組織図（案）でございます。3センターとも、健康給食推進室の配下の組織として、課相当の事業所として位置づけてまいりたいと考えております。

資料の右側でございますが、本年4月から健康給食推進室内に、栄養士を含めた準備担当を既に設置しておりまして、学校給食センター開設とともに、開設準備担当から学校給食センターへ組織を移行してまいります。

1枚おめくりをいただきまして、資料の3枚目でございますが、今年度の学校給食センターの開設及び給食の実施についてでございます。南部学校給食センターにつきましては、8月29日、中部・北部につきましては、11月22日にそれぞれ開設する予定でございます。

開設日の設定でございますが、学校給食の開設に当たりましては、学校給食法施行令第1条により、都道府県の教育委員会に届けることが定められております。そのため、届出先である神奈川県教育委員会との協議により、試行給食初日を開設日として届けることで確認してまいりました。

開設後は、試行給食を2回実施いたしまして、南部につきましては、9月4日、中部・北部につきましては、12月1日から本格的に中学校完全給食を実施してまいります。

3センターの本格稼働によりまして、本年、1月より完全給食を実施した自校方式2校、小中合築校方式2校に加えまして、センター対象校48校が加わりまして、52校全てで中学校完全給食実施の予定となっております。

平成25年11月26日の教育委員会会議における「川崎市立中学校給食の基本方針」決定から現時点で3年半が経過し、今年度中の全校実施の運びとなりました。全校実施後につきまして

も、安全・安心で温かくおいしい給食を提供するとともに、学校給食を活用したさらなる食育の充実を図り、子どもたちの健やかな心身の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

健康給食推進室からの説明は、以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案にお戻りください。

議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、「川崎市学校給食センター条例の施行に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

次に、規則の内容について御説明いたしますので、1ページをごらんください。

初めに、第1条は、この規則の趣旨規定とし、次に、第2条は、学校給食を実施する学校について規定しており、南部学校給食センターが、学校給食を実施する大師中学校をはじめとした、22の中学校を定めております。

次に、第3条は、学校給食センターの事務分掌について規定しており、第1号の「センターの衛生管理に関すること。」から2ページにまいりまして、第10号の「その他センターの運営に関すること。」まで、同センターの具体的な事務分掌を定めております。

次に、第4条は、職員について規定しており、学校給食センターに所長を置き、同センターに置くことができる職員を定めております。

次に、第5条は、職務等について規定しており、学校給食センターに勤務する職員の職務等を定めております。

次に、第6条は、職務の代理について規定しており、職員に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職員を代理することを定めております。

次に、第7条は、委任について規定しており、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定めるとしております。

次に、附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年8月29日とするものでございます。

以上、事案第26号について御説明を申し上げました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

【中村委員】

この件は、職員に関する事なので、書いてないとは思いますが、これは、市の職員に関してですが、実際、市の職員よりこの関係会社の方がいっぱいいらっしゃるわけですね。その関係性とかは、何か別に書いてあるんですか。

【田中健康給食推進室担当課長】

基本的には、これは、市のいわゆるその規則でございますので、市の職員をこのように配置するというようなことを記載されてありまして、当然、学校給食センターにつきましては、PFI

で運営をさせていただきますので、P F I の関係事業者について、実際に建物の中には、たくさんいますし、P F I 事業者の事務室も建物の中には整備されているということになります。

ただ、規則としての決まりについては、市の規則、市の職員等の配置について決めさせていただいております。

【中村委員】

それは、また、別にあるわけですね。

【田中健康給食推進室担当課長】

はい、それは、P F I 事業者のほうでのその職員の配置という形になります。

【渡邊教育長】

あくまでも、これは、市の職員の配置ですね。

【田中健康給食推進室担当課長】

配置あるいは組織となります。

【小原委員】

資料のほうで、別添資料②の組織図のところなんですけれども、右側のほうで、3センターの配置が書いてあるんですけど、中部学校給食センターだけ、担当係長が2名になっているんですけど、これはどういう理由でしょうか。

【田中健康給食推進室担当課長】

係長のポストとしては一つなんですけれども、例えば、南部につきまして、指導主事という係長相応の職員が今のところ2名いるということでございます。

それから、中部につきましては、指導主事1名と、あと、いわゆる教員免許は持っていないんですが、いわゆるその栄養士としての係長が1名配置されているということです。

北部につきましては、その栄養教諭としての資格を持っている職員が、指導主事として2名配置されてるということございまして、あくまでも係長のポストとしては、それぞれ一つなんですけれども、実際は、そういう職員がはまっているということをここで示させていただいています。

【小原委員】

そういうことですね。はい、わかりました。

【渡邊教育長】

そのほかいかがでしょうか。

御質問は、よろしいようでしたらば、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、議案第26号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第26号は、原案のとおり可決いたします。

議案第27号 川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第28号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第29号 川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第30号 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則の制定について

議案第31号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第32号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第33号 川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第34号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第35号 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第27号 川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第28号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第29号 川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第30号 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第31号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定について」、「議案第32号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、「議案第33号 川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令の制定について」、「議案第34号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、「議案第35号 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございますが、これらは、いずれも川崎市学校給食センターの開設に伴い、関係する規則等の一部改正に関する議案でございますので、一括して審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしまして、一括して審議を行ってまいります。

それでは、まず庶務課担当課長に説明をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第27号 川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」から「議案第35号 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」までにつきまして、御説明申し上げます。

こちらにつきましては、川崎市学校給食センターの新設に伴い、関係規則等の制定及び一部改正を行うものでございますことから、一括して御説明申し上げます。

議案の概要につきまして御説明いたしますので、議案第26号から議案第35号資料、川崎市学校給食センター新設に伴う関係規則等の一部改正等についてをごらんください。A4縦置き資料でございます。

初めに、項番1の趣旨でございますが、川崎市学校給食センターのうち、南部学校給食センターを平成29年8月29日に開設することに伴い、関係規則等の一部改正等を行うものでございます。

次に、項番2の制定規則、訓令の概要でございますが、(2)議案第27号、川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、こちらは、学校給食センター所長を保有個人情報管理責任者とするものでございます。

次に、(3)の議案第28号、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、こちらは、健康給食推進室の事務分掌に、学校給食センターに関するものを加えるものでございます。

次に、(4)の議案第29号、川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、こちらは、この規則上の教育機関からは、川崎市学校給食センターを除くなど、所要の整備等を行うものでございます。

次に、(5)の議案第30号、川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、こちらは、学校給食センター所長の職制上の段階を課長級と定めるものでございます。

次に、(6)の議案第31号、川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定についてでございますが、こちらは、学校給食センター所長を出勤記録管理者とするものでございます。

次に、(7)の議案第32号、川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてでございますが、こちらは、学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等を定めるものでございます。

次に、(8)の議案第33号、川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令の制定についてでございますが、こちらは、学校給食センター所長を人材育成推進責任者とするものでございます。

次に、(9)の議案第34号、川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてでございますが、こちらは、学校給食センターに勤務する学校栄養職であ

る職員については、川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規定を適用除外とするものでございます。

次に、(10)の議案第35号、川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてでございますが、こちらは、学校給食センターの学校栄養職員の助言指導者及び監察指導者を定めることなどを行うものでございます。

次に、項番3の施行期日でございますが、平成29年8月29日とするものでございます。

また、参考までに、2ページには、学校給食センターの新設に伴い、改正を予定しております、以上の規則等についてお示ししておりますので、後ほど、ご確認いただきたいと存じます。

以上、議案第27号から議案第35号までにつきまして、御説明申し上げました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第27号から、議案第35号まで、一括して御説明をいただきました。

御質問等がございましたら、お願いいたします。

【濱谷委員】

26号に関しては、南部給食センターのことで、27から以下のは、3つのセンター全てについて、これで、決めるということですかね。

【田中健康給食推進室担当課長】

はい、そのとおりでございますが、今後の中部・北部の開設も視野に入れまして、学校給食センターという言葉でもって決めさせていただくものです。

【濱谷委員】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

ほかに御質問等がないようでしたら、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

では、採決につきましては、一つずつ見てまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第27号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第27号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第28号についてですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第28号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第29号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第29号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第30号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第30号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第31号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第31号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第32号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第32号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第33号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第33号は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第34号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第34号は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第35号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第35号は、原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、ここで傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りし、決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。
報告事項 No. 4 は承認された。

報告事項 No. 5 川崎市いじめ防止対策条例に基づく調査審議について（答申）

佐藤指導課担当課長が説明した。
報告事項 No. 5 は承認された。

9 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これもちまして終了といたします。お疲れさまでした。

(15時05分 閉会)